農業者年金のお問い合わせは、農業委員会事務局へ！

国が支える。安心が大きくなる 担い手 積立年金 農業者年金

農業ひろさき

2017年10月1日 (第140号)
(平成29年10月1日)

編集と発行
弘前市農業委員会
〒036－8217
弘前市大字茂森町40－1
☎(0172) 40－7104

平成29年度中弘地区農業委員会大会



大会の様子

８月23日、中弘地区農業委員会連絡協議会（会長：成田繁則弘前市農業委員会会長）の平成29年度中弘地区農業委員会大会が市内ホテルで開催されました。大会には、弘前市・西目屋村の農業委員及び農地利用最適化推進委員が出席し、提案された４件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

また、大会の前に行った研修会では、農業委員会の制度と業務、農地転用の留意事項及び遊休農地対策などについて、情報を共有し理解を深めました。

可決した次の４要望事項の実現に向けて、連絡協議会では関係機関に働きかけていきます。

①栽培管理作業員の安定的な確保に関する要望

（りんご園地の利用最適化を推進するため、栽培管理作業員の安定的な確保につながる仕組みづくりを強力に推し進めること。）

②米政策に関する要望

（需給調整の円滑な推進に向け、インセンティブ措置である米の直接支払交付金の継続、及び水田のフル活用を推進するため産地交付金を含む水田活用の直接支払交付金については安定的かつ継続的な制度とすること。）

③農地中間管理機構による農地集積の促進に関する要望

（樹園地について、農地中間管理機構が行う農地売買等事業も、機構集積協力金の対象とする要件の拡充、及び農地の集積が一層進むよう機構集積協力金交付事業における一定水準の協力金を堅持すること。）

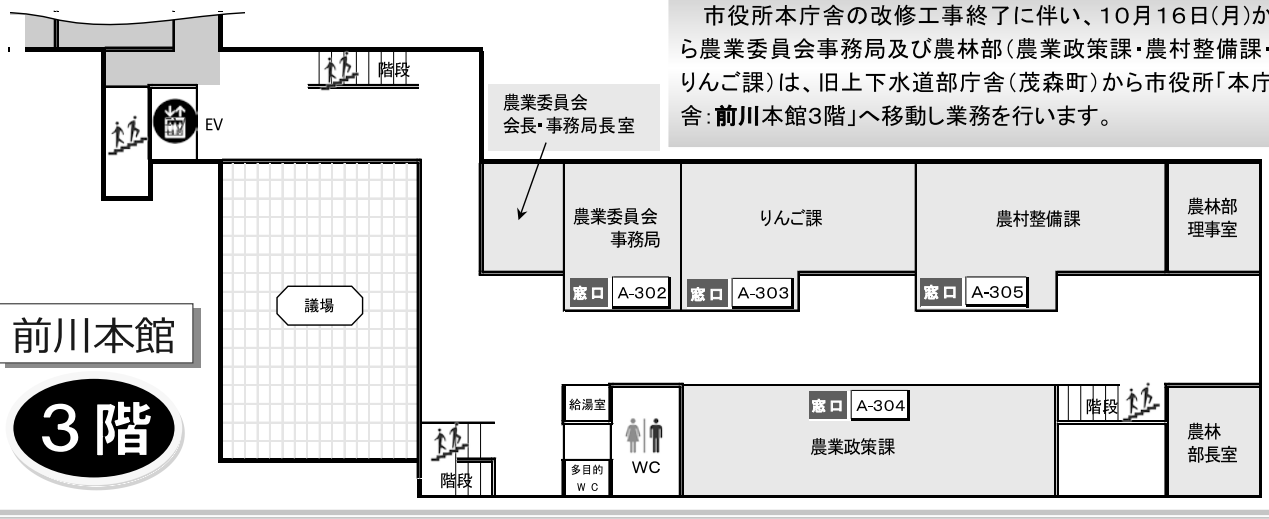
④農業委員会交付金の増額に関する要望

（農地等の利用の最適化を推進するため、法令に基づく農業委員会交付金に最適化のための経費を組み入れるとともに、活動に見合うよう増額を図り堅持すること。）


研修会の様子

10月16日から 農業委員会事務局・農林部は、市役所本庁舎で業務を行います

市役所本庁舎の改修工事終了に伴い、10月16日(月)から農業委員会事務局及び農林部(農業政策課・農村整備課・りんご課)は、旧上下水道部庁舎(茂森町)から市役所「本庁舎:**前川**本館3階」へ移動し業務を行います。



平成29年度 ひろさき農政会議

市では８月８日、市民の意見を農政に反映させるため、生産・加工・販売などの関係者で構成する「ひろさき農政会議」（会長・葛西憲之市長）を開催しました。



会議では、弘前市の農業の現状について農林業センサスを基に、農業経営体数の推移や農業就業人口と平均年齢の推移などを市から説明しました。

説明では、農業経営体数については「全国同様当市においても10年間で大きく減少しているが、耕地面積５㌶以上の経営体数の増加率が大きくなっており、経営規模の拡大が進展している」とのことでした。また「全国的に農業就業人口の減少と高齢化が進んでいる中、当市の農業従事者については、他の自治体より平均年齢、年齢構成が若い数値となっているが、70歳以降の従事者の割合が低い状況にあり、農業者が早期にリタイヤしていることなどが推測される」とし「新規就農の促進や農業従事者の健康増進を図る必要性がある」と述べていました。

意見交換では、①りんご生産における補助労働力確保対策について、出席者から「りんご園地ではほとんど手作業であり熟練した労働力の確保はむずかしくなっている」、「高齢者の熟練した技術は財産であり若い世代に引き継ぐ対策が必要」、「生産者の健康面を維持するためには健診を受ける」などの意見や、外国人研修生の受け入れを検討している報告がありました。また、②農作業の安全対策については、「一人での作業が多く仕事に対する慣れ」や「無理な仕事をしている」、「有線放送で、作業中の事故防止を喚起してはどうか」、「ＧＡＰ（農業生産工程管理）についての勉強や、農作業安全チェックシートを活用してはどうか」などの意見・要望がありました。

農地有効活用支援事業《草刈りを実施し農地の有効利用へ》



市農業委員会（成田繁則会長）は、遊休農地防止のため８月10日、雑草などの刈り払いやトラクターでの耕起により、農地の保全管理を行う「農地有効活用支援事業」を実施しました。

作業には、農業委員や地元の農地利用最適化推進委員、農地活用支援隊及び青年交流会実行委員ら20人が参加しました。参加者は、刈払い機などを持ち寄り小沢地区の約126㌃で作業に取り組み、適正な保全管理に向けて汗を流しました。

実施農地は現在、新たな担い手に賃借する方向で手続中です。耕作できなくても、草刈りなどの管理をすれば、遊休農地化を防止でき、農地の流動化にも繋がることから、農業委員会では今後も農地所有者へ適切な管理を呼びかけていきます。



作業を終えた参加者



作業をする成田会長（左）

「Ｊアラート」で緊急情報が流れたら、あわてずに行動を！

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合「Ｊアラート（全国瞬時警報システム）」を通じて、防災行政無線で特別なサイレン音とともに緊急情報が流れます。また、携帯電話に緊急情報メールが届き、テレビ・ラジオでも緊急情報が流れます。

弾道ミサイルは、発射からわずか１０分もしないうちに到達する可能性があります。
緊急情報が流れたら、落ち着いて直ちに行動してください。

屋外にいる場合

○近くの建物（できるだけ頑丈な建物）の中や地下に避難する。
○近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。

屋内にいる場合

○できるだけ窓から離れるか、できれば窓のない部屋に移動する。

近くにミサイルが落下したら！

・屋外にいる場合・・・・・口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
・屋内にいる場合・・・・・換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

秋の農作業安全運動実施中

「ストップ農作業事故!!」

弘前市土地改良事業等補助金について

農村整備課では、下表の補助事業を実施しております。下表に記載されている補助事業の詳しい内容を知りたい方、事業の活用をお考えの方は、問い合わせ先へご連絡ください。

事　業　名	主な事業内容	主な採択基準	補助率
かんがい排水事業	農業用用排水施設などの新設または変更事業	・受益面積20ヘクタール以上 ・事業費10万円以上	50パーセント以内
小規模農道整備事業	農道にコンクリート舗装またはアスファルト舗装を行う事業	・受益面積20ヘクタール以上 ・延長50メートル以上 ・幅員2メートル以上	55パーセント以内
	農道にコンクリート舗装またはアスファルト舗装で補修を行う事業（穴埋めなどの簡易な補修は除く。）	・受益面積20ヘクタール以上 ・事業費10万円以上 ・幅員2メートル以上	45パーセント以内
農業用安全施設整備事業	農業用施設で転落事故や水難事故などの危険性が高い箇所に事故防止上必要な安全施設を設置する事業	・受益面積20ヘクタール以上 ・事業費10万円以上	40パーセント以内

※上記各種事業の補助対象者・・・（1）土地改良区及びその連合体
（2）農業協同組合
（3）共同施行（当該事業を共同で行う、数人の者で構成）

■問い合わせ先　農村整備課農村整備係（旧上下水道部庁舎）☎40－7103



クマに注意！



クマの被害に遭わないために、次のことに注意しましょう。

○クマが出没するおそれのある山ぎわ付近での作業時や、クマの活動時間と重なる早朝や夕方は特に注意する。
○笛を吹いたり、鈴、ラジオなど音が出るものを身につけて、存在を知らせる。
○廃棄したりんご・野菜を放置しておくとクマを引き寄せる原因となるので、適切に処分する。

【クマに遭遇したら】

○クマは逃げるものを追う習性があるため、後ずさりしながら静かに立ち去る。
○大声を上げたり、攻撃したりしない。
○子グマの近くには親グマがいる場合が多いため、見つけても近寄らない。

■問い合わせ先　農業政策課農産係（旧上下水道部庁舎）
☎40－7102



当市で毎年冬季に開催している「農業後継者整枝せん定競技会」に備え、過去に出題された問題（カコモン）で対策を検討してみては？
市のホームページには、「カコモン」を多数掲載しています。

Q りんご樹の、先の旺盛な枝の生育を抑え、花芽形成を促すために基部付近から立てる枝を何というか。（答えは市ホームページで）

■問い合わせ先　農業委員会農政係（旧上下水道部庁舎）　☎40－7104

野焼きはやめましょう！

家庭や事業所から出たごみを、ドラム缶に入れて焼却したり、空き地や河川敷などで焼却したりする行為は、法律で禁止されています。また、悪臭や煙による近隣トラブルにつながるほか、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるなど、健康への影響が心配されます。

例外として農業を営むためにやむを得ないものとして行う焼却は、法律で禁止されていませんが、周辺住民などから苦情が出ないように焼却は少量にとどめ、煙や臭いには注意を払ってください。なお、農業用マルチなどの廃プラスチック類や農作業の休憩時に排出された弁当の容器、生ごみなどの一般ごみの焼却は法律違反となりますので絶対にやめてください。

わら焼きストップ！



わら焼きにより発生する煙は、地域住民の健康を害したり、交通を妨げたりするなど、社会的に大きな問題となっており、農業のイメージダウンにつながります。水田へのすき込みや堆肥、家畜の飼料や敷きわらなど有効活用に努めましょう。

■問い合わせ先　農業政策課農産係（旧上下水道部庁舎）
☎４０－７１０２

農地流動化情報

申出区分	整理番号	農地の所在	現況地目	利用状況	面積	希望価格	備考
売りたい	715	清水富田字寺田 11－3外1筆	田	水稲	40.68a	10a当たり 25～30万円 (交渉次第)	
	716	小沢字井沢 73－1 外2筆	田	水稲	103.13a	10a当たり 25～30万円 (交渉次第)	
	717	悪戸字鳴瀬 167	田	水稲ほか	41.79a	10a当たり 40万円 (交渉次第)	
	718	悪戸字鳴瀬 183 外1筆	田	水稲	73.63a	10a当たり 40万円 (交渉次第)	
	719	船水三丁目1－3	畑	休耕	2.84a	交渉次第	
	720	船水三丁目2－26	畑	休耕	4.15a	交渉次第	
	722	十面沢字湯ケ森 182－2外1筆	畑	休耕	159.75a	交渉次第	貸借も可 10a当たり 10,000円
	723	大沢字寺ケ沢7－2	畑	休耕	29.74a	交渉次第	
	724	大沢字寺ケ沢 21－1	畑	休耕	1.52a	交渉次第	
	725	大沢字次郎ケ沢 1－16	畑	休耕	12.57a	交渉次第	
貸したい	714	坂元字山下85－1 外2筆	田	休耕	19.13a	無償	

このほかの情報もありますのでお問い合わせください。

■取扱窓口及び問い合わせ先

①農業委員会農地係（旧上下水道部庁舎）☎４０－７１０４
②農業委員会岩木分室（岩木庁舎１階）☎８２－３１１１内線６１１
③農業委員会相馬分室（相馬庁舎１階）☎８４－２１１１内線８０５

やめよう！不法投棄

ごみを人目につかない山林や、空き地などに捨てる人がいます。不法投棄されたごみにより、自然環境や景観が悪くなるだけでなく、元に戻すためには多くの労力と費用を要します。また、家庭ごみ集積所においても、市で収集しないごみを故意に捨てたり、農業に伴い排出されるごみ（事業系ごみ）を捨てる行為は不法投棄にあたる場合があります。

重い罰則が科せられます！

不法投棄や野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、５年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金（法人は３億円）または、その両方の罰則が科せられます。

■問い合わせ先　環境管理課資源循環係（弘前地区環境整備センター内）　☎３５－１１３０

不正軽油は脱税です！

軽油引取税は、自動車などの燃料となる軽油の引取りに対し、１㍑当たり32円10銭の税率で課税される県の税金です。

事前に地域県民局長の承認を得ないで、灯油や重油などを混ぜて製造した不正軽油を自動車の燃料として販売し、消費した場合などは、脱税行為として軽油引取税が課されます。

不正軽油は脱税行為だけにとどまらず、環境汚染の原因にもなります。

県では、不正軽油を防止するため、道路での燃料抜取調査や各事業所への訪問調査を実施していますので、調査にご協力をお願いします。

また、不正軽油の製造、販売及び使用に関する情報がありましたら、下記の連絡先までお寄せください。

■問い合わせ・連絡先

○県税務課「不正軽油110番」
☎０１７－７３４－９０６６（直通）
○中南地域県民局県税部
☎０１７２－３２－４３４１（直通）

有料広告　有料広告